

# 建設常任委員会関係

山形県港湾施設管理条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

現 行						改 正 案					
別表						別表					
(1) 通常使用の場合						(1) 通常使用の場合					
イ 酒田北港緑地、東ふ頭交流施設、第1酒田プレジャーボートスポット、第2酒田プレジャーボートスポット、加茂港緑地及び鼠ヶ関マリーナ以外の港湾施設						イ 酒田北港緑地、東ふ頭交流施設、第1酒田プレジャーボートスポット、第2酒田プレジャーボートスポット、加茂港緑地及び鼠ヶ関マリーナ以外の港湾施設					
港湾施設名	使用区分	酒田港	加茂港	鼠ヶ関港	備考	港湾施設名	使用区分	酒田港	加茂港	鼠ヶ関港	備考
一略一	一略一	一略一	一略一	一略一	一略一	一略一	一略一	一略一	一略一	一略一	一略一
上屋	1 専らコンテナの荷さばきの用に供する上屋以外の上屋 (1) 使用期間が15日以内の場合 1 平方メ	14円50銭			(1) 使用面積の単位に満たない場合は、その単位まで引き上げる。 (2) くん蒸施設を使用する場合は、くん蒸する貨物1トン当たり142円を加算する (くん蒸する貨物の重量が単位に満たない場合	上屋	1 専らコンテナの荷さばきの用に供する上屋以外の上屋 (1) 使用期間が15日以内の場合 1 平方メ	14円50銭			(1) 使用面積の単位に満たない場合は、その単位まで引き上げる。 (2) くん蒸施設を使用する場合は、くん蒸する貨物1トン当たり142円を加算する(くん蒸する貨物の重量が単位に満たない場合は、その単位

<p>一トール 1 日につき (2) 使用期間が 15 日を超え 30 日までの場合</p>	<p>29円 2 銭</p>			<p>は、その単位まで引き上げる。) (3) <u>天井クリーンを使用する場合は、1 時間までごとに 4,890 円を加算する。</u> (4) <u>使用期間がその単位に満たない場合は、その単位まで引き上げる。</u></p>		<p>一トール 1 日につき (2) 使用期間が 15 日を超え 30 日までの場合</p>	<p>29円 2 銭</p>			<p>まで引き上げる。) (3) <u>加温設備を使用する場合は、1 日当たり 24,800 円を加算する。</u> (4) <u>天井クリーンを使用する場合は、1 時間までごとに 4,890 円を加算する。</u> (5) <u>使用期間がその単位に満たない場合は、その単位まで引き上げる。</u></p>
<p>平方メートル 1 日につき (3) 使用期間が</p>	<p>43円 54銭</p>					<p>平方メートル 1 日につき (3) 使用期間が</p>	<p>43円 54銭</p>			



4	コンテナ管理施設 1 平方メートル 1月につき	1,270 円			
一略一	一略一	一略一	一略一	一略一	一略一

(注) 1～3 一略一

ロ～ホ 一略一  
へ 加茂港緑地

港湾施設名	使用区分	使用料	備考
緑地	駐車場	1日1回 830 につき 円	

ト 鼠ヶ関マリーナ

港湾施設名	使用区分	使用料	備考
一略一	一略一	一略一	一略一

(注) 1及び2 一略一

(2) 目的外使用又は占用の場合

港湾施設名	使用区分	使用料	備考
一略一	一略一	一略一	一略一
港湾	工作物を電柱類及	1本1年 1,500 につき	(1) 使用面積が単

4	コンテナ管理施設 1 平方メートル 1月につき	1,270 円			
一略一	一略一	一略一	一略一	一略一	一略一

(注) 1～3 一略一

4 算出した使用料の額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

ロ～ホ 一略一  
へ 加茂港緑地

港湾施設名	使用区分	使用料	備考
緑地	駐車場	1日1回 1,000 につき 円	

ト 鼠ヶ関マリーナ

港湾施設名	使用区分	使用料	備考
一略一	一略一	一略一	一略一

(注) 1及び2 一略一

3 算出した使用料の額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

(2) 目的外使用又は占用の場合

港湾施設名	使用区分	使用料	備考
一略一	一略一	一略一	一略一
港湾	工作物を電柱類及	1本1年 1,500 につき	(1) 使用面積が単位に

施設用地	設置する場合	びこれに類するもの	円	位に満たない場合は、その単位まで引き上げる。
	鉄塔及びこれに類するもの	1.7平方メートル1年につき	1,650円	(2) 使用期間が1年に満たない場合は、月割計算によるものとする。この場合において、1月に満たない端数が生じたときは、これを1月に引き上げるものとする。
	地下工作物(管類埋設を含む。)	投影面積1平方メートル1年につき	375円	
	架空工作物	投影面積1平方メートル1年につき(架線にあつては1メートル1年につき260円)	360円	
	その他	1平方メートル1年につき(加茂港及び鼠ヶ関港にあつては360円)	720円	
	工作物を設置しない場合	1平方メートル1月につき(加茂港及び鼠ヶ関港にあつては40円)	80円	(1) 駐車場の用に供するときは、各港湾ともに1平方メ

施設用地	設置する場合	びこれに類するもの	円	満たない場合は、その単位まで引き上げる。 (2) 使用期
	鉄塔及びこれに類するもの	1.7平方メートル1年につき	1,650円	間が1年に満たない場合にあつては、月割計算によるものとする。
	地下工作物(管類埋設を含む。)	投影面積1平方メートル1年につき	375円	この場合において、1月に満たない端数が生じたときは、これを1月に引き上げるものとする。
	架空工作物	投影面積1平方メートル1年につき(架線にあつては1メートル1年につき260円)	360円	(3) 使用期間が1月に満たない場合の使用料の額は、前号の規定により算出した額に100分の110を乗じて得た額とする。
	その他	1平方メートル1年につき(加茂港及び鼠ヶ関港にあつては360円)	720円	
	工作物を設置しない場合	1平方メートル1月につき(加茂港及び鼠ヶ関港にあつては40円)	80円	(1) 駐車場の用に供するときは、各港湾ともに1平方メートル1月

		<p>ートル1 月につき、 140円とす る。</p> <p>(2) 使用 面積の単 位に満た ない場合 は、その単 位まで引 き上げる。</p> <p>(3) 使用 期間の単 位に満た ない場合 は、日割計 算による ものとす る。</p>			<p>につき、140 円とする。</p> <p>(2) 使用面 積の単位に 満たない場 合は、その 単位まで引 き上げる。</p> <p>(3) 使用期 間の単位に 満たない場 合は、日割 計算による ものとす る。</p> <p>(4) 使用期 間が1月に 満たない場 合の使用料 の額は、前号 の規定によ り算出した 額に100分の 110を乗じて 得た額とす る。</p>
--	--	---	--	--	---

(注) 算出した使用料の額に1円未満の端数があるときは、その端数全額を切り捨てる。

山形県手数料条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

現 行	改 正 案						
<p>(手数料の徴収)</p> <p>第2条 県は、次の各号に掲げる事務につき、それぞれ当該各号に定める手数料を徴収する。この場合における当該手数料の金額は、当該各号に特別の計算単位の定めのあるものについてはその計算単位につき、その他のものについては1件につきそれぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1)～(386) 一略一</p> <p>(387) 建築士法 一級建築 <u>一級建築</u> 第23条の2の規 <u>士事務所、士事務所</u> 定に基づく一級 <u>二級建築</u> 建築士事務所、 <u>士事務所</u> 二級建築士事務 <u>又は木造</u> 所又は木造建築 <u>建築士事</u> 士事務所の登録 <u>務所の登</u> の申請に対する <u>録手数料</u> 審査 <u>又は木造</u> <u>建築士事</u> <u>務所に係</u> <u>るものに</u> <u>あつては</u> <u>12,000円</u></p> <p>(387)の2～(406) 一略一</p> <p>(407) 削除</p> <p>(408)及び(409) 一略一</p>	<p>(手数料の徴収)</p> <p>第2条 県は、次の各号に掲げる事務につき、それぞれ当該各号に定める手数料を徴収する。この場合における当該手数料の金額は、当該各号に特別の計算単位の定めのあるものについてはその計算単位につき、その他のものについては1件につきそれぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1)～(386) 一略一</p> <p>(387) 建築士法 一級建築 <u>24,000円</u> 第23条の2の規 <u>士事務所、</u> 定に基づく一級 <u>二級建築</u> 建築士事務所、 <u>士事務所</u> 二級建築士事務 <u>又は木造</u> 所又は木造建築 <u>建築士事</u> 士事務所の登録 <u>務所の登</u> の申請に対する <u>録手数料</u> 審査</p> <p>(387)の2～(406) 一略一</p> <p>(407)及び(408) 一略一</p> <p>(409) <u>宅地造成</u> <u>宅地造成</u> 次の表の <u>及び特定盛土等</u> <u>等工事許</u> 左欄に掲 <u>規制法（昭和36</u> <u>可申請手</u> げる区分 <u>年法律第191号）</u> <u>数料</u> に応じ、そ <u>第12条第1項又</u> <u>れぞれ同</u> <u>は第30条第1項</u> <u>表の右欄</u> <u>の規定に基づく</u> <u>に定める</u> <u>宅地造成、特定</u> <u>額</u> <u>盛土等又は土石</u> <u>の堆積に関する</u> <u>工事の許可の申</u> <u>請に対する審査</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;"></th> <th style="width: 50%; text-align: center;">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">イ 宅</td> <td style="text-align: center;">16,000</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">地造</td> <td style="text-align: center;">円</td> </tr> </tbody> </table>		金額	イ 宅	16,000	地造	円
	金額						
イ 宅	16,000						
地造	円						



成(宅	ル以内の場合	
地造	盛土又は切土をする土地	27,000
成及	の面積が500平方メー	円
び特	ルを超え1,000平方メー	
定盛	トル以内の場合	
土等	盛土又は切土をする土地	39,000
規制	の面積が1,000平方メー	円
法第	トルを超え2,000平方メー	
2条	ートル以内の場合	
第2	盛土又は切土をする土地	57,000
号に	の面積が2,000平方メー	円
規定	トルを超え3,000平方メー	
する	ートル以内の場合	
宅地	盛土又は切土をする土地	72,000
造成	の面積が3,000平方メー	円
をい	トルを超え5,000平方メー	
う。以	ートル以内の場合	
下同	盛土又は切土をする土地	96,000
じ。)	の面積が5,000平方メー	円
又は	トルを超え10,000平方メ	
特定	ートル以内の場合	
盛土	盛土又は切土をする土地	150,000
等(同	の面積が10,000平方メー	円
条第	トルを超え20,000平方メ	
3号	ートル以内の場合	
に規	盛土又は切土をする土地	230,000
定す	の面積が20,000平方メー	円
る特	トルを超え40,000平方メ	
定盛	ートル以内の場合	
土等	盛土又は切土をする土地	370,000
をい	の面積が40,000平方メー	円
う。以	トルを超え70,000平方メ	
下同	ートル以内の場合	
じ。)	盛土又は切土をする土地	530,000
に係	の面積が70,000平方メー	円
るも	トルを超え100,000平方	
の	メートル以内の場合	
	盛土又は切土をする土地	690,000
	の面積が100,000平方メ	円
	ートルを超える場合	
ロ 土	土石の堆積を行う土地の	11,000
石の	面積が500平方メートル	円
堆積	以内の場合	
(宅	土石の堆積を行う土地の	13,000

地造成及び特定盛土等規制法第2条第4号に規定する土石の堆積をいう。以下同じ。)に係るものの	面積が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内の場合	円
	土石の堆積を行う土地の面積が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内の場合	16,000円
	土石の堆積を行う土地の面積が2,000平方メートルを超え3,000平方メートル以内の場合	19,000円
	土石の堆積を行う土地の面積が3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内の場合	28,000円
	土石の堆積を行う土地の面積が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内の場合	31,000円
	土石の堆積を行う土地の面積が10,000平方メートルを超え20,000平方メートル以内の場合	38,000円
	土石の堆積を行う土地の面積が20,000平方メートルを超え40,000平方メートル以内の場合	52,000円
	土石の堆積を行う土地の面積が40,000平方メートルを超え70,000平方メートル以内の場合	72,000円
	土石の堆積を行う土地の面積が70,000平方メートルを超え100,000平方メートル以内の場合	100,000円
	土石の堆積を行う土地の面積が100,000平方メートルを超える場合	130,000円

(409)の2 宅地 宅地造成 次の表の  
 造成及び特定盛 等工事計 左欄に掲  
 土等規制法第16 画変更許 げる区分  
 条第1項又は第 可申請手 に応じ、そ  
 35条第1項の規 数料 れぞれ同  
 定に基づく宅地 表の右欄

造成、特定盛土  
等又は土石の堆積に関する工  
事の計画の変更の許可の申請に  
対する審査

に定める  
額

区分	金額
イ 宅地造成又は特定盛土等に係るもの	次に掲げる額の合計額（その額が690,000円を超えるときは、690,000円） (イ) 宅地造成又は特定盛土等に関する工事の設計の変更（(ロ)のみに該当する場合を除く。）については、盛土又は切土をする土地の面積（(ロ)に規定する変更を伴う場合にあつては変更前の盛土又は切土をする土地の面積、盛土又は切土をする土地の縮小を伴う場合にあつては縮小後の盛土又は切土をする土地の面積）に応じ、前号の表の右欄に定める手数料の金額の10分の1に相当する金額 (ロ) 盛土又は切土をする土地の追加に係る宅地造成又は特定盛土等に関する工事の設計の変更については、新たに追加される盛土又は切土をする土地の面積に応じ、前号の表の右欄に定める手数料の金額と同一の金額 (ハ) 上記以外の変更については、14,000円
ロ 土石の堆積に係るもの	次に掲げる額の合計額（その額が130,000円を超えるときは、130,000円） (イ) 土石の堆積に関する工事の設計の変更（(ロ)のみに該当する場合を除く。）については、土石の堆積を行う土地の面積（(ロ)に規定する変更を伴う場合にあつては変更前の土石の堆積を行う土地の面積、土

(410) 都市計画 開発行為 次の表の  
 法第29条第1項 許可申請 左欄に掲  
 又は第2項の規 手数料 げる区分  
 定に基づく開発 に応じ、そ  
 行為の許可の申 れぞれ同  
 請に対する審査 表の右欄  
 に定める  
 額

区分		金額
イ 主 とし て自 己の 居住 の用 に供 する 住宅 の用 に供 する 目的 で行 う開 発行 為	開発区域の面積が0.1ヘ クタール未満の場合	8,600円
	開発区域の面積が0.1ヘ クタール以上0.3ヘクタ ール未満の場合	22,000 円
	開発区域の面積が0.3ヘ クタール以上0.6ヘクタ ール未満の場合	43,000 円
	開発区域の面積が0.6ヘ クタール以上1ヘクター ール未満の場合	86,000 円
	開発区域の面積が1ヘク タール以上3ヘクタール 未満の場合	130,000 円
	開発区域の面積が3ヘク タール以上6ヘクタール 未満の場合	170,000 円
	開発区域の面積が6ヘク タール以上10ヘクタール 未満の場合	220,000 円

<p>石の堆積を行う土地の縮小を          伴う場合にあつては縮小後の          土石の堆積を行う土地の面          積)に応じ、前号の表の右欄          に定める手数料の金額の10分          の1に相当する金額          (ロ) 土石の堆積を行う土地の追          加に係る土石の堆積に関する          工事の設計の変更について          は、新たに追加される土石の          堆積を行う土地の面積に応          じ、前号の表の右欄に定める          手数料の金額と同一の金額          (ハ) 上記以外の変更については、          14,000円</p>
--

(410) 都市計画 開発行為 次の表の  
 法第29条第1項 許可申請 左欄に掲  
 又は第2項の規 手数料 げる区分  
 定に基づく開発 に応じ、そ  
 行為の許可の申 れぞれ同  
 請に対する審査 表の右欄  
 に定める  
 額

区分		金額
イ 主 とし て自 己の 居住 の用 に供 する 住宅 の用 に供 する 目的 で行 う開 発行 為	開発区域の面積が0.1ヘ クタール未満の場合	10,000 円
	開発区域の面積が0.1ヘ クタール以上0.3ヘクタ ール未満の場合	24,000 円
	開発区域の面積が0.3ヘ クタール以上0.6ヘクタ ール未満の場合	59,000 円
	開発区域の面積が0.6ヘ クタール以上1ヘクター ール未満の場合	110,000 円
	開発区域の面積が1ヘク タール以上3ヘクタール 未満の場合	170,000 円
	開発区域の面積が3ヘク タール以上6ヘクタール 未満の場合	230,000 円
	開発区域の面積が6ヘク タール以上10ヘクタール 未満の場合	290,000 円

	開発区域の面積が10ヘクタール以上の場合	300,000 円
ロ 主として、住宅以外の建築物で自己の業務の用に供するものの建築又は自己の業務の用に供する特定工作物の建設の用に供する目的で行う開発行為	開発区域の面積が0.1ヘクタール未満の場合	13,000 円
	開発区域の面積が0.1ヘクタール以上0.3ヘクタール未満の場合	30,000 円
	開発区域の面積が0.3ヘクタール以上0.6ヘクタール未満の場合	65,000 円
	開発区域の面積が0.6ヘクタール以上1ヘクタール未満の場合	120,000 円
	開発区域の面積が1ヘクタール以上3ヘクタール未満の場合	200,000 円
	開発区域の面積が3ヘクタール以上6ヘクタール未満の場合	270,000 円
	開発区域の面積が6ヘクタール以上10ヘクタール未満の場合	340,000 円
	開発区域の面積が10ヘクタール以上の場合	480,000 円
ハ 上記以外の開発行為	開発区域の面積が0.1ヘクタール未満の場合	86,000 円
	開発区域の面積が0.1ヘクタール以上0.3ヘクタール未満の場合	130,000 円
	開発区域の面積が0.3ヘクタール以上0.6ヘクタール未満の場合	190,000 円
	開発区域の面積が0.6ヘ	260,000

	開発区域の面積が10ヘクタール以上の場合	460,000 円
ロ 主として、住宅以外の建築物で自己の業務の用に供するものの建築又は自己の業務の用に供する特定工作物の建設の用に供する目的で行う開発行為	開発区域の面積が0.1ヘクタール未満の場合	15,000 円
	開発区域の面積が0.1ヘクタール以上0.3ヘクタール未満の場合	34,000 円
	開発区域の面積が0.3ヘクタール以上0.6ヘクタール未満の場合	88,000 円
	開発区域の面積が0.6ヘクタール以上1ヘクタール未満の場合	160,000 円
	開発区域の面積が1ヘクタール以上3ヘクタール未満の場合	270,000 円
	開発区域の面積が3ヘクタール以上6ヘクタール未満の場合	360,000 円
	開発区域の面積が6ヘクタール以上10ヘクタール未満の場合	460,000 円
	開発区域の面積が10ヘクタール以上の場合	730,000 円
ハ 上記以外の開発行為	開発区域の面積が0.1ヘクタール未満の場合	100,000 円
	開発区域の面積が0.1ヘクタール以上0.3ヘクタール未満の場合	140,000 円
	開発区域の面積が0.3ヘクタール以上0.6ヘクタール未満の場合	260,000 円
	開発区域の面積が0.6ヘ	350,000

クタール以上1ヘクタール未満の場合	円
開発区域の面積が1ヘクタール以上3ヘクタール未満の場合	390,000円
開発区域の面積が3ヘクタール以上6ヘクタール未満の場合	510,000円
開発区域の面積が6ヘクタール以上10ヘクタール未満の場合	660,000円
開発区域の面積が10ヘクタール以上の場合	870,000円

(411) 都市計画 開発行為 変更許可  
 法第35条の2の変更許可 申請1件  
 規定に基づく開 申請手数 につき、次  
 発行為の変更の 料 の表の各  
 許可の申請に対 項目に定  
 する審査 めるところにより  
 算定した  
 額を合算  
 した額(そ  
 の額が  
 870,000円  
 を超える  
 ときは、  
 870,000  
 円)

イ及びロ ー略ー
ハ 上記以外の変更については、 <u>10,000</u> 円

(412)～(473) ー略ー

2 ー略ー

クタール以上1ヘクタール未満の場合	円
開発区域の面積が1ヘクタール以上3ヘクタール未満の場合	530,000円
開発区域の面積が3ヘクタール以上6ヘクタール未満の場合	700,000円
開発区域の面積が6ヘクタール以上10ヘクタール未満の場合	900,000円
開発区域の面積が10ヘクタール以上の場合	1,300,000円

(411) 都市計画 開発行為 変更許可  
 法第35条の2の変更許可 申請1件  
 規定に基づく開 申請手数 につき、次  
 発行為の変更の 料 の表の各  
 許可の申請に対 項目に定  
 する審査 めるところにより  
 算定した  
 額を合算  
 した額(そ  
 の額が  
 1,300,000  
 円を超え  
 るときは、  
 1,300,000  
 円)

イ及びロ ー略ー
ハ 上記以外の変更については、 <u>14,000</u> 円

(412)～(473) ー略ー

2 ー略ー

## 山形県空港管理条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

現 行	改 正 案
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1 及び 2 一略一</p> <p>3 前項の航空機のうち山形空港と東京国際空港との間に路線を定めて一定の日時により航行するものに関する別表第1着陸料の項の規定の適用については、平成15年4月1日から<u>令和7年3月31日</u>までの間は、前項の規定にかかわらず、同表着陸料の項第1号中「イ及びロの金額の合計額に」とあるのは「イ及びロの金額の合計額に10分の1を乗じて得た額に」と、同項第2号中「イ又はロの金額に」とあるのは「イ又はロの金額に10分の1を乗じて得た額に」とする。 （着陸料の不徴収）</p> <p>4 附則第2項の航空機のうち、山形空港と愛知県名古屋飛行場との間に路線を定めて一定の日時により航行するものにあつては平成26年3月30日から<u>令和7年3月31日</u>までの間、山形空港と新千歳空港との間に路線を定めて一定の日時により航行するものにあつては平成29年3月26日から<u>令和7年3月31日</u>までの間は、第16条の規定にかかわらず、着陸料は、徴収しない。</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1 及び 2 一略一</p> <p>3 前項の航空機のうち山形空港と東京国際空港との間に路線を定めて一定の日時により航行するものに関する別表第1着陸料の項の規定の適用については、平成15年4月1日から<u>令和8年3月31日</u>までの間は、前項の規定にかかわらず、同表着陸料の項第1号中「イ及びロの金額の合計額に」とあるのは「イ及びロの金額の合計額に10分の1を乗じて得た額に」と、同項第2号中「イ又はロの金額に」とあるのは「イ又はロの金額に10分の1を乗じて得た額に」とする。 （着陸料の不徴収）</p> <p>4 附則第2項の航空機のうち、山形空港と愛知県名古屋飛行場との間に路線を定めて一定の日時により航行するものにあつては平成26年3月30日から<u>令和8年3月31日</u>までの間、山形空港と新千歳空港との間に路線を定めて一定の日時により航行するものにあつては平成29年3月26日から<u>令和8年3月31日</u>までの間は、第16条の規定にかかわらず、着陸料は、徴収しない。</p>

## 山形県海浜公園条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

現 行			改 正 案		
別表第2			別表第2		
施設	単位	料金	施設	単位	料金
駐車場	1日1回につき	<u>830円</u>	駐車場	1日1回につき	<u>1,000円</u>
	き			き	
—略—			—略—		